

議案第 23 号

羽曳野市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立幼稚園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市立羽曳が丘幼稚園の移転に伴い、所在地の変更が生じるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立幼稚園条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立幼稚園条例(昭和31年羽曳野市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「羽曳野市羽曳が丘西3丁目4番45号」を「羽曳野市羽曳が丘6丁目8番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

羽曳野市立幼稚園条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 羽曳野市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 羽曳が丘幼稚園 <u>羽曳野市羽曳が丘 6 丁目 8 番 1 号</u></p> <p>(8)～(14) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 羽曳野市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 羽曳が丘幼稚園 <u>羽曳野市羽曳が丘西 3 丁目 4 番 45 号</u></p> <p>(8)～(14) 省略</p> <p>以下省略</p>